

(公社)神奈川労務安全衛生協会 小田原支部 小田原市本町2-3-24 TEL 0465-24-1753 発行責任者支部長石河勇 編集 広報部会



芦ノ湖鳥居焼きまつり・灯籠流し&花火大会

株式会社ミクニ OB 加藤 一男 氏 撮影

第92回 全国安全週間スローガン

『新たな時代に PDCA

みんなで築こう ゼロ災職場』

### 令和元年度

# 全国安全週間を迎えて

# 小田原労働基準監督署 署 長 千 葉 幸 則



全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられており、今年は第92回を迎えることになります。

この間、労働災害防止のために、労使が協調して各種の安全対策が展開され、全国的には労働災害は長期的 に減少していました。

しかしながら、小田原署における平成30年休業4日以上の労働災害は341件と昨年同期比18件(5.6%)の増加となり、平成29年には発生がなかった死亡災害も木造家屋建築業の現場において2件発生するという

残念な結果となりました。

このような管内状況の中、今年も安全週間が実施されることとなり、第92回のスローガンは、

#### 「新たな時代に PDCA

みんなで築こう ゼロ災職場」

となっております。

今年のスローガンは、本年から元号が令和に代わり、 事業場のすべての労働者が安全サイクルを確実に実践して、ゼロ災職場になるように未来へ安全をつなげていこうとする決意の表れたスローガンとなっております。

全国安全週間を契機に、職場で働く方々が労働災害 防止の重要性を再認識し、安全意識の高揚がなされるよ う、安全衛生活動の実施をお願いいたします。

### 第92回全国安全週間

# 小田原地区推進大会に参加して

「全国安全週間小田 原地区推進大会」が6月 6日(木)に開催されま した。

建設業労働災害防止 協会神奈川支部小田原 分会 譲原分会長による



開会の言葉のあと、小田原産業労働団体連合会 石河会長によるご挨拶がありました。「昨年は労働災害発生件数が前年比5.6%増加し、死亡災害も2件発生している。今どんな災害が増加しているかをきちんと分析し、的確な対応策を進め、今年こそ労働災害の増加傾向に歯止めをかけて、第13次労働災害防止推進計画の目標値に近づけるよう、皆様と一緒に尽力したい」と話されました。



続いて小田原労働基準監督署 千葉署長からご挨拶があり、「小田原地区の労働災害について、これ以上起こさないという強い決意のもとで安全管理をお願いしたい。ま

た、定期健康診断での有所見率を見ると、小田原地区は 全国平均の数値より少し高い値となっているため、労働 者の健康管理についても注意をお願いしたい。さらに、 17年前に発生した小学校児童殺傷事件当時の副校長を されていた方の談話として、いざという時は目の前の事 しか対応できず、考えている余裕はない。安全管理に完 全はなく、想像力を持ち、訓練を重ねて常に見直しをし ていかなければならない」と紹介され、これらを各事業場の教訓としてもらいたいとのお言葉をいただきました。

次に7名の方々が小田原地区安全功労者表彰を受章され、小田原市長 加藤様からの祝電が披露されました。その後、小田原労働基準監督署 平野安全衛生課長より安全週間の推進内容について詳しくご説明をいただきました。

そして、大会宣言は富士フイルム神奈川事業場安全協力会 山田会長により行われました。

休憩後の特別講演は島田教育総合研究所代表取締役島田義也様をお招きし、「迫られる働き方改革!残業削減・業務効率化を考える」と題してお話しをいただきました。働き方改革の概要について、「間違っていること」と「正しいこと」の対比を挙げてわかりやすく紹介され、「なぜ多くの会社で残業は減らないのか」や「残業を減らすためのポイント」また、「出来ることからコツコツ実践し時短につなげる」という内容については、改善策の具体的な例をひとつひとつ示していただくなど、非常にテンポよく話を進められ、大変参考になる講演でした。

最後に陸運労働災害防止協会神奈川県支部小田原分会間宮分会長による閉会の言葉を以って大会は終了となりました。

今回の大会に参加させていただき、スローガンである「新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場」を念頭に、1日1日着実に安全意識を高めていき、労働災害を減らせられたらと思います。

(豊玉香料株) 渡辺 均)

### ◎ 小田原労働基準監督署からのお知らせ(令和元年7月)

### 事業主・産業医・その他産業保健関係者の皆様へ

働き方改革関連法により 2019年4月1日から

「産業医・産業保健機能」と

「長時間労働者に対する面接指導等」が強化されます

Chapter1	産	業医	の記	動	環境	の	整備	ŧ																			
Section	n1	産業	医	の独	立性	· 1	中式	2性	<b>の</b> 引	鱼化	e E																
Point1	産業	医の独	虫立生	生・□	中立性	生の	強化	<u>.</u>			6 6 <b>6</b> 0						٠					٠	٠				. 1
		医の知																									
Point3	産業	医の話	辛任	• 解f	壬時(	の衛	生委	員会	会等	への	報台	•	٠	•		9	8	*	•		٠	•	٠	*	•	•	• 1
Section	12	産業	医/	への	権限	• 1	青朝	焈提	供の	)充	実	• 強	elt	í													
Point1	産業	医の梢	<b>重限</b> 0	の具体	本化	100 100	6 8 <b>9</b> 0 9		101 101		3 <b>34</b> 2						٠						٠				. 2
Point2	産業	医等(	刘	するき	<b>労働</b> 者	当の	健康	管理	里等	こ必	要な	情	報	の提	提供		*	*	•		٠	*		*	•		2
Point3	産業	医が観	浩し	ンよ <sup>き</sup>	527	する	とき	<b>の</b>	事業	者に	対す	る	意見	₹0.	冰	め											
	産業	医から	<b>動台</b>	きを受	をけた	ع	きの	勧告	きのに	内容	等σ.	記録	录	伢	存	٠		š	. ,	i di		٠	l.	•	٠		3
Section	13	産業	医の	)活	動と	衛生	生委	員	会等	¥Ł	の	目係	ξσ.	)強	化												
Point1	産業	医の観	か告る	を受け	ナた。	とき	の律	近生	委員:	会等	<u>~0</u>	)報	告				٠	*					٠	٠			. 3
Point2	産業	医に。	はる後	<b>新生</b> 多	5員会	会等	に対	する	5調	審查	議の	冰	め	•			*	*		•	٠	٠		ě	•	•	٠ 4
Point3	安全	委員会	<b>会、</b> 征	<b>新生</b> 多	<b>委員</b> 会	会等	の意	見	等の	記録	・俘	存	٠	•	• •	•	*	•	•		•	•	•	•	•	* 3	4
Chapter2	健	康相	談σ	体	制整	備、	侹	康	情朝	<b>弱の</b>	適ī	Eな	洱	扨	とい												
Point1	労働	者から	5の後	建康村	目談に	適	切に	対点	<b>さす</b> る	るた	めに	必	更た	计	制	の	整何	睛等		*			•				4
Point2	労働	者の心	)身0	O状息	点に移	す	る情	報の	D取技	及い		1	•		٠	٠			•	٠	٠	٠	٠			•	5
Point3	産業	医等σ	)業系	多の対	容等	争のり	周知								•	٠	•		٠	٠		٠	•			a 🦫	5

### Part2 長時間労働者に対する面接指導等

Point1	労働時間の状況の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
Point2	労働者への労働時間に関する情報の通知・・・・・・・・・・・・・ 8
Point3	医師による面接指導の対象となる労働者の要件・・・・・・・・・・・ 8
Point4	研究開発業務従事者に対する医師による面接指導・・・・・・・・・・・ 9
Point5	高度プロフェッショナル制度対象労働者に対する医師による面接指導・・・・・・10
Point6	改正安衛法第66条の8第1項、第66条の8の2第1項又は第66条の8の4第1項の
	規定により面接指導を行う労働者以外の労働者に対する必要な措置・・・・・・・11

Point 労働時間の状況の把握(改正安衛法第66条の8の3、改正安衛則第52条の7の3第1項、第2

- ▶ 事業者は、改正安衛法第66条の8第1項又は第66条の8の2第1項の規定による面接指導を実施す るため、タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間(ログインから ログアウトまでの時間)の記録等の客観的な方法その他の適切な方法により、労働者の労働時間の状況 を把握しなければなりません。
- ▶ 事業者は、これらの方法により把握した労働時間の状況の記録を作成し、3年間保存するための必要 な措置を講じなければなりません。
- ※ 派遣労働者については、派遣先事業者が労働時間の状況を把握し、派遣元事業者が面接指導等を行わ なければなりません。

#### ! 「労働時間の状況」として、事業者は、何を把握すればよいか?

- ⇒ 労働時間の状況の把握とは、労働者の健康確保措置を適切に実施する観点から、労働者がいかなる時間帯にどの程度の時間、労務を提供し得る状態にあったかを把握するものです。
- ☞ 事業者が労働時間の状況を把握する方法としては、原則として、タイムカード、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間(ログインからログアウトまでの時間)の記録、事業者(事業者から労働時間の状況を管理する権限を委譲された者を含む。)の現認等の客観的な記録により、労働者の労働日ごとの出退勤時刻や入退室時刻の記録等を把握しなければなりません。
- ☞ なお、労働時間の状況の把握は、労働基準法施行規則第54条第1項第5号に掲げる賃金台帳に記入した 労働時間数をもって、それに代えることができます(ただし、管理監督者等、事業場外労働のみなし労働 時間制の適用者、裁量労働制の適用者については、この限りではありません。)。
- ! 面接指導の要否については、時間外・休日労働時間により判断することとされているが、個々の事業場の事情により、休憩時間等を含めた時間により労働時間の状況を把握した場合には、その時間により、面接指導の要否を判断してよいか?
- ☞ 面接指導の要否については、時間外・休日労働時間(休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた時間)により、判断することとなります。
- ☞ なお、個々の事業場の事情により、休憩時間等を除くことができず、休憩時間等を含めた時間により、 労働時間の状況を把握した労働者については、その時間をもって判断することとなります。
- ! 労働時間の状況を把握しなければならない労働者には、裁量労働制の適用者や管理監督者も含まれるか?
- ☞ 労働時間の状況の把握は、労働者の健康確保措置を適切に実施するためのものであり、その対象となる 労働者は、高度プロフェッショナル制度対象労働者を除き、①研究開発業務従事者、②事業場外労働のみ なし労働時間制の適用者、③裁量労働制の適用者、④管理監督者等、⑤派遣労働者、⑥短時間労働者、⑦ 有期契約労働者を含めた全ての労働者です。

Point 5

高度プロフェッショナル制度対象労働者に対する医師による面接指導(改正安衛法第66条の4の2第1項、第2項、改正安衛則第52条の7の4第1項、第2項)

➤ 事業者は、1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその時間について1月当たり100時間を超える高度プロフェッショナル制度対象労働者に対して、申出なしに医師による面接指導を行わなければなりません。



# 健康管理時間の把握 (労働基準法第41条の2第1項第3号)



- 対象労働者の健康管理時間(※1)を把握する措置を使用者が実施すること及び当該事業場における 健康管理時間(決議により健康管理時間から除くこととした時間を含む。)の把握方法を決議で明ら かにしなければなりません。
- \* 健康管理時間を把握する方法は、タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法(※2)による必要があります。ただし、事業場外において労働した場合であって、やむを得ない理由(※3)があるときは、自己申告によることができます。
- \* 日々の健康管理時間の始期及び終期並びに健康管理時間の時間数を記録するほか、医師の面接指導を 適切に実施するため、1か月当たりの時間数の合計を把握する必要があります。
- ※ 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

### 「働き方改革」を推進するための法律について

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の施行に向けて

ト 各種リーフレット NEW

### 2019 年度

# 小田原地区安全功劳者表彰





陶山 浩 富士フイルムフォトマニュ ファクチャリング株式会社



佐々木 麻美 株式会社カネカメディックス 神奈川事業所

### ■表彰者の選考について

この表彰は、毎年、全国安全週間小田原地区推進大会において、小田原産業労働団体連合会の表彰規定に基づき、3年以上無災害の事業場の中より、同一事業場に5年以上勤務し、かつ安全に対し功績のあった方に贈られるものです。

# 小田原支部各部会の紹介 教育 部会

### 1. 役員担当事業所

部会長 三菱ガス化学㈱山北工場 須田 和哉 副部会長 日本製紙クレシア㈱開成工場

椙崎 俊彦

部会員 (株)明治ゴム化成 芦川 義幸

(株)東海ビルメンテナス 根津 典央 (株)クボタケミックス小田原工場

中島 宏

日本通運㈱神奈川西支店 弘島 大

#### 2. 活動内容

私たち教育部会は、労安協小田原支部の講習会において講師を務めております。主な講習会は年度初めに開催される新入者の安全衛生教育となります。本教育は労働安全衛生法に関わる雇い入れ時の安全又は衛生のための教育の位置付けとなっております。

講義内容は、総論、安全、衛生、事故事例の4 テーマに分けて講義を実施し、総論における仕事 に対する心構えに始まり、安全では保護具や、機 械等の安全装置への理解・一般作業における労災 の危険性について、衛生では健康診断や体調管理 の重要性について、結びに重篤災害の事例紹介を 取り上げ、仕事に円滑に取り組んでいくための基 礎となる内容を伝えています。

今後も充実した講習会となるよう努めてまいりますので、皆様におかれましては積極的に活用して頂きたくよろしくお願い致します。

#### 3. 活動の様子





# 

### ☆社 名 **株式会社 小島商会**

☆所 在 地 小田原市浜町1丁目11番26号

☆代表者名 秋山 章一

☆会社設立 昭和28年1月9日

☆従業員数 17名

☆事業内容 機械工具販売・治具製作・機器製作

· 設備工事等



# 「事務局だより〕

### 事務局長 鎌田 光郎

4月から施行された働き方改革関連法は 2020年4月から中小企業も含めた全面施行 となり、同時に改正健康増進法が施行される ことで「原則屋内禁煙」となります。

次々と進む法改正、「なぜ改正が必要か」 基本から解説する講習会を企画しました。多 くの参加をお待ちしています。

### [7月~8月行事案内]

- \* KYT 基礎実践研修会
  - •7月2日(火)

青色会館

- \* NEW リスクアセスメント研修会
  - 7月4日(木)

青色会館

- \* (共催)有機溶剤作業主任者 技能講習
  - ·7月11日(木)~12日(金) 平塚会場

### \* 労務安全衛生管理夏季講座

・7月18日(木) ホテル横浜ガーデン

\* 健康保持増進講習会

•7月22日(月)

青色会館

\* 粉じん作業特別教育

· 7月23日(火)

青色会館

\* 労務管理講習会

• 7 月 24 日(水)

青色会館

\* 普通救命講習 I

• 7月26日(金)

青色会館

\* フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

8月2日(金)

青色会館

\* 安全衛生推進者養成講習会

・8月6日(火)~7日(水)

青色会館

\* 法令講習会

・8月30日(金)

青色会館

小規模事業場の事業者と労働者の皆さんへ

# 地域の産業医による健康相談・保健指導は無料健康相談窓口をご利用下さい

労働者が心身ともに健康で働き続けられるように、長時間労働面接指導、メンタルヘルス対策や生活習 慣病予防など、事業場が行う労働衛生管理の支援をするために、「県西地域産業保健センター」では、**地域** の産業医による面接指導や健康診断の事後措置などの無料健康相談・保健指導を行っています。

1. 無料健康相談窓口ご利用時間

午後1時00分~ 予約制(原則、1週間前までにご連絡下さい。)

2. 相談日 (2019年7月から2020年3月までの相談日は次のとおりです。)

7月18日(木) 8月5日(月) 8月19日(月) 9月2日(月) 9月20日(金)

10月 7日(月) 10月21日(月) 11月 6日(水) 11月18日(月) 12月 4日(水)

12月18日(水) 1月14日(火) 2月6日(木) 2月21日(金) 3月4日(水)

3月19日(木)

3. 相談窓口会場



おだわら総合医療福祉会館内 小田原市久野 115-2 県西地域産業保健センター 4F事務所

この他に事業者や労働者が利用し易いように、各企業の要請によ り、産業医による産業保健指導を小田原市、湯河原町、南足柄市、 松田町、箱根町、開成町、山北町、中井町、真鶴町、大井町の各 企業に個別訪問して対応していますので御利用下さい。

(月~金曜日の祭日を除く9時から15時までにご連絡ください。)

厚生労働省委託事業 [協力:小田原医師会・足柄上医師会]  $TEI_{10} = 0.465 = 0.66 = 0.40$ **県西地域産業保健センター** FAX 0 4 6 5 - 6 6 - 6 0 4 4

■小田原市久野115-2(おだわら総合医療福祉会館内4F)コーディネーター 川久保恒明 コーディネーター 劍 持 收